

本日、2月県議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、新しい年度に向けた県政の運営方針について申し上げますとともに、議案の概要について説明申し上げます。

今年はオリンピックイヤーであります。ロシアのソチで行われている冬季オリンピックは、今月7日から23日までの17日間の日程で開催され、連日、日本人選手の活躍ぶり、その様子が報道されております。私どもはその報道に胸を躍らせておりますが、2020年には、再び東京でオリンピックが、パラリンピックとともに開催されることとなり、大きな話題となっております。

ところで、次に東京でオリンピックが開催される6年後、2020年頃の日本は、人口構造の急激な変化によって、例えば「生産年齢人口の減少に伴う経済活動の縮小」や「高齢者人口の増加に伴う社会保障負担の増大」などが懸念されており、その5年後2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となることから、状況はますます深刻化するものと考えられます。

滋賀県は、これまで数少ない「人口増加県」でしたが、先月発表されました国の「人口移動報告」では、「転出者」が「転入者」を上回り、いよいよ本県においても人口減少社会が現実となってきたところでございます。

本県では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行などの課題に対して、2030年ごろの将来の姿をイメージしながら、これらに対応していくため、基本構想の中で、『長期的な視点から滋賀の将来の姿を描く「長期ビジョン編」』と、『中期的・重点的に取り組む「プロジェクト編」』とに区分し、滋賀の強みである「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」を活かしながら、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指し、施策・政策を推進してまいりました。

平成26年度は、基本構想の計画期間最終年度であり、目標達成に向けた仕上げの年となることから、確実に到達点を見据え、基本構想に掲げている未来戦略プロジェクトを強力に推進していきたいと考えております。

同時に、行財政改革方針の最終年度でもあることから、将来世代の負担を極力減らせるよう、持続可能な行財政基盤を確かなものにしていく必要があります。

さらに、魅力ある滋賀に磨きをかけるためにも、2024年の二巡目国体に向けた「スポーツの力」の育成や、「滋賀の潜在的な歴史・文化力」を未来に活かす地域文化施策の強化に取り組む「スポーツと文化の10年」をスタートするなど、希望に満ちた魅力あふれる滋賀づくりに全力で取り組みたいとの決意を申し上げまして、以下具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成26年度県予算編成についてであります。

平成26年度の国の地方財政計画におきましては、道府県税については、対前年度5.5%の増、地方交付税については、対前年度1.0%の減となったことなどから、これらを含む地方の一般財源総額は、前年度比1.0%増の60兆3,577億円とされたところであります。

本県におきましては、最近の経済状況を踏まえ、県税収入が増えるものと見込むとともに、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税についても、前年度に比べ増加するものと見込んでおります。この結果、

一般財源総額は、前年度より183億円程度増加し、率にして5.9%増となる3,283億円余を見込んでおります。

これにより、財源不足額は、行財政改革方針での見込額から48億円縮小し、約127億円となったことから、将来世代への負担軽減を図るためにも、退職手当債などの財源対策的な県債の発行を見送り、財政調整基金や県債管理基金など財源調整的な基金を合わせて56億円取り崩すことなどにより対処することといたしました。

これらの結果、平成26年度の一般会計当初予算案の総額は、5,153億1,000万円となり、前年度に比べ、金額で198億8千万円、率にして4.0%の増となりました。

併せて、財政健全化に向けた取組として掲げております「基金残高の確保」や「県債残高の縮減」という目標についても、ほぼ達成することができたほか、プライマリーバランスについても6年ぶりにプラスとすることができるなど、基本構想の推進に向けて必要となる経費を確保しつつ、財政規律もしっかり守れた予算案となったものと考えております。

次に、主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,411億円で、前年度に比べて101億円、率にして7.7%の増となりました。

このうち、個人県民税については、給与所得者の所得が前年度の水

準を上回ると見込まれることから、26億1,470万円、率にして5.4%の増を見込んでおります。

また、法人二税は、円安の持続を背景に、輸出関連企業を中心に収益の回復が見込まれることなどを踏まえ、前年度に比べ67億6,010万円、率にして21.8%の増を見込んでおります。

地方交付税については、地方財政計画における伸び率や本県における精算額等を反映した結果、前年度に比べ82億円、率にして7.6%の増となる、1,160億円を計上しております。

また、県債につきましては、前年度より49億2,600万円減の808億900万円を見込んでおります。これは、危機管理センターの整備や県立学校、警察署の耐震対策などを推進する一方、臨時財政対策債の発行を50億円減じたことによるものでございます。

それでは、以下、平成26年度予算案に計上いたしました主な施策につきまして、基本構想の実現に向けた戦略的展開のための8つの重点テーマに沿って、ご説明申し上げます。

冒頭にも申し上げましたとおり、平成26年度は、基本構想4年の計画期間の最終年度となることから、目標達成に向けた仕上げの年となるよう、関係部局が共通の目標を持ち、部局間の緊密な連携を図りながら施策を充実し、展開してまいりたいと考えております。

まず、1つ目の重点テーマであります「子育て・子育て応援」では、

今、日本が直面している最大の危機ともいえる人口減少の回避をめざし、「子育て三方よし」の精神を活かしながら、一人でも多くの子どもがこの滋賀で生まれ、たくましく育ち、未来を担う人材として成長できるよう、「子どもを安心して生み・育てる」、「子どもたちの生きる力を育む」ための施策に取り組んでまいります。

少子化の進行は、生産年齢人口の減少に伴う経済活動の縮小や、高齢者人口の増加に伴う社会保障負担の増大などから、社会の活力の低下などによる国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっております。

このため、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない先駆的な取組を支援するため新たに設けられた国の「地域少子化対策強化交付金」を活用いたしまして、ゆりかごタクシー応援事業などに取り組むこととし、本県独自で進めてまいりました少子化対策と連携しながら、より効果的に少子化問題に取り組んでまいります。

また、学校の教育力を補い、学校が本来有する力を十分に発揮できるよう、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置・派遣するほか、「子どもの学び改善プロジェクト」として、言語活動の充実を通して基礎学力の定着に取り組む実践研究を行うとともに、放課後を活用した補充学習にかかる体制づくりを支援してまいります。

さらに、私立高校に在学する生徒に対する授業料補助制度を見直し、これまで年収約250万円未満の世帯に対して、国の就学支援金

とあわせて授業料の負担が発生しないよう補助してまいりましたが、来年度入学生からは、授業料の無償化の範囲を年収約350万円未満の世帯まで広げることといたします。

また、県民の3分の1にあたる48万人の方々が乗船した経験を持つ「学習船うみのこ」については、30年が経過し老朽化していることから、新船建造のための設計に着手し、これまでの環境学習機能に加え、災害時にも活用できるよう工夫を凝らしながら、平成29年度の就航を目指してまいります。

次に、2つ目の重点テーマであります「働く場への橋架け」についてでございます。

「全員参加型社会」を目指して、若者、女性、障害のある方や高齢者が多様な働く場に参加でき、そして生活を維持できるよう、「4つの橋」、すなわち、「教育の橋」、「家族・地域の橋」、「ハンディのある方の橋」、「失業者の橋」を架けることにより、それぞれの立場の方々を安定的な働く場につなげるための施策に取り組んでまいります。

具体的には、若者の就職率の低さは、本人にとって深刻なだけでなく、社会的にも結婚、子育てに支障をきたすこととなることから、引き続き、若者の就職支援に力を入れることとし、「おうみ若者未来サポートセンター運営事業」や「滋賀の“三方よし”人づくり事業」等により、1人でも多くの若者の就職を実現してまいります。

また、結婚や子育てを機に離職する女性が増えることから、女性の

労働力率は30歳代を谷とする、いわゆる「M字カーブ」を描いており、滋賀県では、この傾向が強く、全国的に見ても労働力率は39位の低さとなっております。また、女性の管理職の割合も全国43位の低さとなっております。

このため、女性の活躍の場を広げるため、「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」など、滋賀の地域・経済の活性化につながる施策を全庁挙げて取り組むこととし、再就職を希望する女性の就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」については、新たに県南部地域に窓口を開設することにより支援の拡充を図ってまいります。

併せて、市町が行う民間保育所等の施設整備などに補助することにより、1,145人の定員増を行うことにより、待機児童の解消を図ってまいります。

さらに、障害のある方の安定した就労を支援するため、「障害者就業・生活支援センター」において、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、職場への定着に向けた支援体制を強化し、障害のある方の就労ニーズと企業の雇用ニーズのマッチングを図り、一般就労のさらなる促進を図ってまいります。

次に、3つ目の重点テーマであります「地域を支える医療福祉・在宅看取り」について申し上げます。

団塊の世代が75歳を超える2025年を見据え、福祉介護分野の一層の人材確保が求められております。特に県東北部の人材不足は大変深刻な状況でありますことから、滋賀県社会福祉協議会に設置している「福祉人材センター」の支所として、新たに「福祉人材バンク」

を県東北部に設置し、地域のニーズに応じたきめ細かな人材確保対策を推進してまいります。

併せて、介護職員の人材の確保・育成・定着についても喫緊の課題であることから、関係者による連絡協議会を設置し具体的な方策を検討するとともに、新規採用職員の合同入職式の開催や介護事業所の職場の環境改善を図るためのアドバイザー派遣など、働きやすく魅力ある介護事業所づくりを支援してまいります。

また、超高齢化が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で最期まで安心して療養できる仕組みづくりが不可欠であります。医療介護需要や病院、介護施設などの資源に地域差があることから、医療圏や市町ごとの医療介護の需給状況や地域特性などを分析し、地域の特性にあった対策を進めることにより、「ご当地医療福祉」の実現を目指してまいります。

さらに、滋賀県の女性の健康寿命が全国最下位となっていることから、「健康寿命を伸ばそう！プロジェクト」により、運動・食生活・禁煙・介護予防の4つの視点から、健康情報の分析と企業等への提供を行うとともに、地域で健康づくりを実践する企業、NPO等の発掘と活動の紹介などを行い、民間活力を活用した「健康なまちづくり」を推進してまいります。

次に、4つ目の重点テーマであります「低炭素社会実現」では、「低炭素型の交通体系の整備」、「家庭、地域での地球温暖化防止」、「事業活動の低炭素化」の施策について、取組を進めてまいります。

具体的には、家庭部門における二酸化炭素の排出量が増加していることから、家庭における太陽光発電の普及と併せて、エネルギー消費



量が大きい「熱利用分野について」、特に給湯器の高効率化を図るため、個人用住宅において、太陽光発電システムとコージェネレーションシステムを設置した場合、新たに支援をしてまいります。

さらに、家庭や業務部門における取組を推進するため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」における「まちと建物」分野において、取組のモデルとなる先端的な事例を収集するとともに、これらの取組を見学会などで広く広報することにより、一層の普及を図ってまいります。

また、農村地域は、多くの潜在的な再生可能エネルギーを有していることから、こうしたエネルギーを有効に活用することにより、土地改良区の維持管理費の軽減や、農村地域の活性化につなげていくためにも、農業水利施設を活用した小水力や太陽光による発電施設の設置を推進してまいります。

さらに、昨年11月県議会で議決いただきました「滋賀交通ビジョン」に基づき、県職員自らによるエコ交通の実践や、新たな高速鉄道を見据えた北びわこエリアの地域交通の活性化の検討、新交通システムの検討などを行い、公共交通と自転車・徒歩を組み合わせた持続可能な次世代型交通社会の実現を目指してまいります。

次に、5つ目の重点テーマであります「琵琶湖の再生」では、健全な琵琶湖を次世代へ継承していくため、「健全な生態系と安全・安心な水環境の確保」、「琵琶湖と人の暮らしとの関わりの再生」、「統合的な視点からの琵琶湖淀川流域の管理」という3つの柱に基づいて施策に取り組んでまいります。

具体的には、喫緊の課題である「在来魚介類の減少」については、

生息環境の悪化や餌環境の変化など、様々な要因が複雑に絡み合っており、個別の場や要因に着目する部分的・断片的な調査研究では、根本的な課題解決に至らないことから、平成26年度に（仮称）琵琶湖環境研究推進機構を立ち上げ、部局を超えて試験研究機関が連携し、それぞれが有する機能や知見を結集することにより、まずは、水系や餌環境のつながりなど、総合的な視点から在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究を進めてまいります。

また、かつて赤野井湾は、ニゴロブナやホンモロコをはじめとする在来魚の優良な産卵繁殖場であり漁場でありました。しかし現在は、外来魚が多数生息し、在来魚の漁獲は激減していることから、オオクチバスを中心とした外来魚の集中駆除とニゴロブナやホンモロコの種苗放流を実施することにより、赤野井湾における在来魚の復活を目指してまいります。

さらに、琵琶湖博物館については、開館以来17年が経過しておりますが、これまで大規模な展示更新を行ってこなかったことから、調査研究の成果や収集資料等が常設展示に反映されておらず、現在の課題や社会の要請に十分対応できていない状況にあり、発信力が相対的に低下しております。

こうしたことから、平成26年度においては、今年度策定する「新琵琶湖博物館創造基本計画」に基づき、まず、第一期分として、琵琶湖博物館のC展示室・水族展示のリニューアルにかかる設計業務等に着手し、常設展示の発信力を強化し、「参加と発見」、「対話と交流」を促す展示交流空間の再構築を進めてまいります。

次に、6つ目の重点テーマであります「滋賀の未来成長産業」では、「国際競争力の強化と産業活性化」、「環境、医療・健康、モノづく

り基盤技術などの産業振興」、「産学官金民連携や地域間連携、企業間連携の推進」について取組を進めてまいります。

具体的には、今後、成長が期待される水環境ビジネスについて、昨年設置いたしました「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を中心に、海外への水環境関連の見本市への出展やプロジェクトの創出を推進してまいります。

また、再生可能エネルギーの振興については、昨年3月に策定した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」に基づき、関係部局が連携しながら、家庭、事業所、地域における導入促進に取り組みつつ、エネルギー分野の観点から、人材の育成や産業の振興を図ってまいります。

さらに、びわこ南部に集積する医学・理工系大学の知的資源とモノづくり基盤技術を活かし、医工連携による医療機器の開発・事業化に取り組んできたところですが、昨年9月、国の総合特区制度に「地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区」が採択されました。

医療・健康分野は、今後成長が期待される分野の一つであります。高齢化が急速に進むなかで、本県の強みを活かした新たな医療機器の開発・事業化支援など、総合特区事業を本格的に推進してまいります。

併せて、生まれつきの高度難聴児の聴覚再生と高齢者の健康的な生活に不可欠となる聴力の回復を目指すため、「聴覚・コミュニケーション医療」の確立を図ってまいります。

また、県内初となる湖東三山スマートインターチェンジが昨年10月に、また、蒲生スマートインターチェンジが12月にそれぞれ供用

を開始しました。平成26年度は、さらに（仮称）小谷城スマートインターチェンジの整備を進め、地の利や知の集積を活かした成長戦略拠点の形成を促進してまいります。

次に、7つ目の重点テーマであります「地域の魅力まるごと産業化」では、「安全な個性的、魅力的な商品が提供される元気な農業の展開」、「地域資源の価値、魅力を観光資源として国内外に発信」を柱として、取り組んでまいります。

具体的には、ブランドとして打ち出すべき「滋賀の価値」を明確化し、滋賀のブランド戦略を効率的・効果的に展開し、日本に、そして世界に誇れる「滋賀・びわ湖ブランド」を発信してまいります。

また、平成25年度から一般栽培を開始した新品種「みずかがみ」については、安定的に生産できる技術の普及に努め、加速度的に作付け拡大を図るとともに、県内にとどまらず、広く県外の消費者の方々に、ほどよい甘さと粘りで大変おいしい「みずかがみ」の魅力を知っていただき、流通や消費が円滑に進むよう取り組んでまいります。

さらに、奥深い可能性を秘める滋賀の美の資源を活かし、県の魅力と住み心地の向上を図るため、引き続き「美の滋賀」づくりを推進してまいります。

なかでも、近代美術館30周年事業として「遊亀と鞆彦」展や「手塚治虫」展などを開催するほか、びわこ文化公園が持つ強みを最大限に活かしながら、美術館と公園を一体的に整備し、森や自然の美を背景に、これまで近代美術館が蓄積した「100年の美」にプラスをして、琵琶湖文化館で守り伝えてきた「1000年の美ともいえる仏教美術」や、「今、生まれでる美といえるアール・ブリュット」をも含めた多様な、滋賀らしい、滋賀ならではの美の魅力を、子どもから大

人まで、多くの方々が、建物の内外で体験できるよう新生美術館の整備を進めてまいります。

また、観光振興については、「滋賀県『観光交流』振興指針」の計画期間初年度として、指針に掲げる理念を具体化する施策、例えば、観光ブランド「ビワイチ」の推進や、外国人観光客を迎える受入環境の整備などに積極的に取り組むほか、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映を契機とし、「戦国の舞台となった近江」の様々な観光資源を活かした誘客活動を展開してまいります。

最後に、8つ目の重点テーマであります、「みんなで命と暮らしを守る安全・安心」についてであります。ここでは、「様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくり」、「犯罪や交通事故に遭うことなく安心して暮らせる社会づくり」、「住民本位の総合的な治水対策」についての施策に取り組んでまいります。

具体的には、様々な危機事案に迅速かつ的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理の拠点となる危機管理センターの建築工事と防災行政無線や防災情報システムの整備を行い、平成27年度の供用開始を目指しております。

また、救急医療のさらなる充実を図るため、滋賀と京都をエリアとするドクターヘリに向けた基地病院の施設整備を関西広域連合と協力をしながら進めるとともに、搭乗する医師・看護師の人材育成を行うとともに、関係機関とドクターヘリを安全で円滑かつ効果的に運行するための調整を図ってまいります。

さらに、昨年9月の台風18号の出水で大きな被害を受けたことから、洪水時の県民の皆さんの不安を早期に解消するため、河川に係る維持管理予算を増額し、土砂堆積や竹木の繁茂が著しい箇所浚渫、草木の伐開、護岸補修等をさらに推進してまいります。併せて、川の中の対策と川の外での対策を同時に進め、「多重防護」の仕組みを強化するため、「流域治水政策」を進めてまいります。

また、平成25年中における本県の刑法犯認知件数増加率は全国ワースト3位という極めて厳しい情勢にあるため、地域における防犯意識の向上と重層的な防犯ネットワークの構築を促し、県民の自主的な活動を高め、真に犯罪の起きにくい社会の実現を図ってまいります。

併せて、平成25年中の交通事故については、前年より減少したものの、依然として交通事故死者数は高い水準で推移しております。悲惨な交通事故の現状をタイムリーに広報し、交通安全意識を県民の皆さんの心に呼び起こすことにより交通死亡事故の抑制を目指してまいります。

以上、基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトにおける8つの重点テーマに関する主な取組について申し上げます。

平成26年度当初予算案につきましては、これら重点テーマに加え、人口減少問題、いじめ問題、災害対策、最近の経済動向などの新たな課題に対し、県政の様々な分野で、将来に向けた展開が求められております。「滋賀の未来を担う子どもの命を守る」、「不安を安心に変える災害への備え」、「中小企業の活性化」、「再生可能エネルギー

の戦略的な振興」、「女性の活躍推進」、「国民体育大会開催準備」の6つの方向性を示し、その実現に向けて、意を用いたところでもございます。

例えば、「滋賀の未来を担う子どもの命を守る」施策については、重点テーマ1で申し上げた施策に加え、教員が子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導の充実を図るため、35人学級編制を、新たに小学校4年生で実施することといたします。

これによりまして、複数指導や少人数指導との選択ができるとした上で、小学校1年生から4年生までおよび中学校全学年で、また、小学校5年生および6年生では、これまでどおり、いずれかの1つの学年で35人学級編制を実施できることとなります。義務教育9カ年の中で8カ年の35人学級編成の方法が実施できることとなります。

さらに、「不安を安心に変える災害への備え」として、県立学校の耐震対策については、前年度から継続して工事を実施する9校に加え、新たに7校で耐震化工事に、また、2校で耐震化のための設計に着手することにより、対象とするすべての県立学校で、耐震化を進めてまいります。

併せて、災害時の初動体制の拠点となる警察署については、近江八幡署および甲賀署の移転改築や東近江署の耐震工事を進めるとともに、地域防災の最前線基地となる交番等の建て替えを進めてまいります。

また、原子力防災対策については、万一の事故時の放射性物質の拡

散シミュレーションの生態系への影響を精査し、併せて、モニタリング体制、住民の健康防護や、避難体制について、さらなる検討を加えてまいります。

これらに加えて、昨年台風18号被害への対応についても引き続き着実に取り組むほか、消費税率等の引き上げによる反動減を緩和し、持続可能な経済成長を図るため、今月6日に成立した国の経済対策に係る補正予算とも呼応しながら、平成26年度の当初予算案と併せて、平成25年度補正予算案を一体的に編成したところでございます。

また、特別な事業予算を伴うことなく、県職員の経験、技能、技術や思いを活かすために、引き続き、職員の「知恵だし汗かきプロジェクト」を推進してまいります。

「地震防災出前講座」や「エコ交通推進啓発事業」をはじめ、職員自身が知恵をしぼり、自ら汗をかいて、県民の皆さんの生活現場に参加をさせてもらい、いわゆる「行政参加」によりまして、双方向の対等な対話が生まれ、共感を育むことができるよう、着実に取組を進めてまいります。

以上、一般会計に係る主な施策の概要を申し上げましたが、このほか、特別会計は、13会計で1,951億1,530万9千円、企業会計は3会計で382億3,080万円を計上しております。

今回の予算案におきましては、県民の皆さんとのお約束としてお示



いたしましたマニフェスト2010「もったいないプラス」における150項目の提案施策のうち、139項目の施策について具体化の上、予算計上をしております。

また、予算編成過程の公開を通じた県政の「見える化」の推進など、事業予算を伴わない11の施策につきましても、その取組を推進し、マニフェストでのお約束の実現に向けて取り組んだところでございます。

平安時代前期の仏教書であります「秘蔵宝鑰」の中に、「春の種を下さずんば、秋の実いかに獲ん」という言葉が出てまいります。「春に種をまかなければ、どうして秋に実りを得ることができるでしょうか。」との弘法大師空海のお言葉であります。

時代背景を先読みし、また、県民の皆さんの生の声に的確に答えていくためには、知事として適切な時期に必要な「種」をまき、将来に確実に「果実」をつなぐことが大変重要であり、知事の責務であるとも考えております。

生まれてから最期を迎えるまでの人生において、「おめでとう」から「ありがとう」までの間を、県民の皆さんの「不安を安心に変える人生の応援団」として、確実に各種施策を遂行し、滋賀に生まれてよかった、滋賀を終の棲家にと行っていただけるような「住み心地日本一の滋賀」づくりを全力で進めてまいります。

次に、「滋賀県がん対策推進基金条例」の制定について申し上げます。

す。

がんは、日本人の死因の第1位であり、2人に1人が、がんになる時代となっていることから、患者・家族の不安を解消することや、療養上の負担が大きく、生活と治療を両立していくことの困難さなどが新たな課題となっております。

本県では、昨年度「滋賀県がん対策推進計画」を改定し、今年度から、がんの予防・早期発見やがん医療の充実とともに、がんになった人を理解し、支える社会となるよう取組を進めております。

こうした中、先の11月県議会において、滋賀県がん対策推進議員連盟を中心に、「滋賀県がん対策の推進に関する条例」を制定いただきました。

これまで、医療提供体制の基盤整備など「公助」の取組が中心でしたが、この県条例を契機に「共助」の取組をさらに重点的に推進するため、新たに「がん対策推進基金」を設けることといたしました。

この基金を活用し、「患者力の向上」や、「生活と治療の両立」、「県民等の主体的な取組の促進」を柱に、これまでの行政中心の施策から民間主導への展開を図り、がん対策を総合的かつ積極的に推進してまいります。

次に、「滋賀県スポーツ施設整備基金条例の一部を改正する条例案」について申し上げます。

2024年、平成36年の国体の開催については、昨年10月に市町をはじめ関係者の皆さんの参画を得て「国体開催準備委員会」を設立し、本格的な準備に着手いたしました。今後は、県民の皆さんがスポーツに親しみ、生涯を健康で暮らすことができるよう、「滋賀をスポーツで元気にする国体」を目指してまいりたいと考えております。

併せて、大会の準備や運営、滋賀を訪れる皆さんに対する「おもてなし」を通じ、歴史、文化、自然など滋賀の多彩な魅力を全国に発信するとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、国体や同時に開催いたします全国障害者スポーツ大会については、多額の経費を要することが見込まれることや、計画的に準備を進めていく必要があることなどから、現在設置しております「スポーツ施設整備基金」を「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金」に改めることとし、基金の積み立てを行うことにより、後年度における財政負担の平準化を図りながら、円滑な大会運営や必要不可欠なスポーツ施設の整備、競技水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

大会運営の簡素化・効率化に努めながら、子どもや若者・女性の参画、また、県内の大学や企業との連携などを通じて、県民総参加で「滋賀らしい」国体を開催できるよう、着実に準備を進めてまいります。

次に、「いじめから子どもを守るための対策」について申し上げます。

いじめは、子どもの命にかかわる重大な問題であります。二度と悲しい事案を繰り返さないためにも、いじめ防止の対策は、「子ども目線」に立ちながら、子どもの最善の利益の実現を目指し、社会全体で総合的に推進していかなければなりません。

県では、平成24年8月に「いじめから子どもを守るための対策本部」を、私自信を本部長として、教育委員会や知事部局、警察本部が一体となって取組を進めてまいりました。

併せて、有識者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を開催し、いじめ問題の原因と背景等について研究いただくとともに、昨年11月には、具体的な対策を盛り込んだ提言を最終報告としていただきました。また、国においても、昨年9月「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

これらを受け、県では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「滋賀県いじめ防止基本方針」を今年度中に策定できるよう、現在作業を進めております。

併せて、この基本方針を実効あるものとするため、新たな組織として、関係機関等からなる「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」と、第三者機関を設置することとし、今議会にそのための関係条例案を提案させていただいたところです。

「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ問題について学校だけでなく、県の関係部局と関係機関・団体が連携した取り組みを行ってまいります。

また、第三者機関につきましては、2つの附属機関を設置することとしており、一つは「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」であり、教育委員会の附属機関として、県立学校における重大事態等について、公平・中立かつ専門的な視点から、その対処や再発防止に資するための調査を行ってまいります。

今一つは「滋賀県いじめ再調査委員会」であります。知事の附属機関として設置し、県立学校または私立学校から報告を受けた重大事態の調査結果等について、公平・中立かつ専門的な視点から再調査を行ってまいります。

県として、これまでの取組を活かしながら、基本方針を策定し、体制を整えることにより、国や市町、学校、地域および家庭等との連携のもと、滋賀の未来を担う子どもたちが安心して暮らせる社会づくりを強力に進めてまいります。

次に、「第2期滋賀県教育振興基本計画」について申し上げます。

平成21年に策定いたしました「滋賀県教育振興基本計画」が、本年度で計画期間が終了しますことから、この間の教育をとりまく状況の変化や教育課題に対応し、今後5年間の教育振興のための施策の基本的な計画として、「第2期滋賀県教育振興基本計画」を策定することとし、今議会に計画案を提案させていただいております。

現行計画の期間中には、少人数学級編制等、きめ細かな指導に向けた教育環境の充実や、各学校の特色を活かした魅力と活力ある学校づ

くりなどに取り組み一定の成果を上げる一方で、「確かな学力」の育成や「いじめ」の問題などの課題も明らかとなってまいりました。

第2期基本計画は、こうした課題に的確に対応するとともに、社会の変化の中で新たな価値を創造していくことのできる力を育むため、昨年10月末の滋賀県教育振興基本計画審議会の答申を踏まえ、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標といたしまして、「子どものたくましく生きる力を育む」、「子どもの育ちを支える環境をつくる」、「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」の3本柱に沿って、施策の方向性と取組を示したものであります。

本基本計画を策定し、着実に実行することによりまして、滋賀県の子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体、そして、滋賀の自然や地域と共生する力を培い、郷土への愛着と誇りをもって未来を切り拓いていくことができる人の育成を図ってまいります。

次に、「一級河川鴨川の河川敷およびその周辺における木材チップの無断放置事案」について申し上げます。

まず、この件に関する公文書公開請求につきましては、適正な事務処理を行うよう職員への指導を徹底したところでありますが、今回、再び情報公開条例に定められた期限内に処理ができず、決定通知が遅れるという事態を招いてしまいました。改めて、県民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

さて、木材チップの復旧作業の状況であります。申し出のありました計画実行者により、昨年12月末から、回収、袋詰め、搬出作業が進められてきましたが、計画よりも撤去範囲を広げながら作業を進めたことなどによりまして、当初の予定である1月末には終了に至らなかったところですが、現在、撤去、搬出作業が終わりに近づいているところです。

工期の遅れにより、高島市および地元の住民の皆さんに、大変ご心配をおかけしていることに対し、心から河川管理者として、また、廃棄物処理の責任者として、お詫びを申し上げる次第でございます。

今後、県において、撤去後の土壌の放射能濃度の検査や空間線量率を測定した上で安全を確認し、その後、計画実行者において良質土で覆土整地することとなります。

また、この件に関する情報の公開につきましては、状況をみて「公表すべきものは公表する」という基本的な姿勢のもとで、情報公開条例に基づき総合的に判断してまいりたいと考えております。

原状復旧まであとわずかのところまで、ようやくまいりましたが、地元の皆さんに一日も早く安心していただけるよう全力を尽くしてまいります。引き続き、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、以下ご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第18号は、新たに「滋賀県がん対策推進基金」を設置しようとするものでございますし、

議第19号から21号まで、また47号、48号および50号は、いずれも関係法律が改正されたことに伴い、本県が設置しております附属機関の委員定数を定めるため、それぞれ必要な条例の制定または改正を行おうとするものでございます。

議第22号から24号までは、いじめ対策として、新たに3つの組織を設置しようとするものでございまして、

22号は、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を、

23号は、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を、

24号は、「滋賀県いじめ再調査委員会」を、それぞれ設置しようとするものでございます。

議第25号は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、関係条例について必要な規定の整備を行おうとするものでございますし、

議第26号は、在宅医療や在宅介護の仕組みづくりおよびそれを担う人材の確保・養成の取組を強化し、今後の本県における必要な医療供給体制づくりに対応するとともに、認知症の早期発見のための医療体制の充実や総合的ながん対策等を強力に推進するため、「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改めようとするものでございます。



議第 27 号は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の廃止に伴う経過措置に基づく事務を「滋賀県就農支援資金等審査会」に担任させるなどの改正を行おうとするものでございますし、

議第 28 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小・廃止あるいは拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改めようとするものでございます。

議第 29 号は、「生活保護法」の一部改正により新たに導入される指定医療機関の指定更新制度に関する事務を市町に移譲するなどの改正を行おうとするものでございますし、

議第 30 号は、「地方公務員法」の一部改正により、「職員の休業」に関することが、任命権者から人事行政の運営等の状況について知事に報告しなければならない事項に追加されたことから、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 31 号は、病院事業の管理者が医師である場合の給料月額を定めようとするものでございますし、

議第 32 号および 57 号は、高齢層職員の昇給制度を見直すとともに、平成 18 年度の給料の切替に伴う経過措置を廃止しようとするものでございます。

議第 33 号は、職員等に支給している旅費につきまして、より実態に即した支給を行おうとするものでございますし、

議第 34 号は、「滋賀県スポーツ施設整備基金」を「滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金」に改めようとするものでございます。

議第 35 号および 40 号は、それぞれ基金を廃止しようとするものでございますし、

議第 36 号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を改めようとするものでございます。

議第 37 号から 39 号までは、いずれも基金の設置期限を延長しようとするものでございますし、

議第 41 号は、「刑法」の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 42 号は、産業廃棄物税につきまして、現行制度を継続した上で、今後 5 年を目途に再度検討を行おうとするものでございますし、

議第 43 号および 45 号は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正により、手数料の標準額の一部が改定されたことを踏まえ、本県の手数料を改めるほか、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 44 号は、公立高等学校に係る授業料等の不徴収制度が廃止されることに伴い、「滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例」

を廃止しようとするものでございますし、

議第46号は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」が廃止され経過措置が設けられたことから、就農支援資金貸付事業の根拠規定を改めようとするものでございます。

議第49号は、「道路法施行令」の一部改正により、国道に係る道路占用料および占用物件の所在区分が改定されたことに伴い、本県もこれに準じて、道路占用料および占用物件の所在区分を改めようとするものでございますし、

議第51号は、「屋外広告物法」の規定に基づき、条例の制定および改廃に関する事務を新たに野洲市において処理していただくとするものでございます。

議第52号および53号は、公の施設の設置および管理に関する条例を廃止しようとするものでございまして、

52号は、「しが県民芸術創造館」を草津市へ移管することに伴うもの、

53号は、「朽木いきものふれあいの里センター」を廃止することに伴うものでございます。

議第54号は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等の一部改正に伴い、条例の対象となる温室効果ガスの種類に新たに「三ふっ化窒素」を追加するなどの改正を行おうとするものでございますし、

議第55号は、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第56号は、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものでございますし、

議第58号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、業務の見直しなどにより、法人が条例で定める一定の財産を処分しようとする場合は、同法の規定に基づき処分しなければならないとされたことから、この財産の範囲を定めようとするものでございます。

議第59号は、県立図書館に、「滋賀県立図書館協議会」を設置しようとするものでございますし、

議第60号は、警察官の階級別定員をより弾力的かつ適正に管理するため、警視や警部または警部補の階級において欠員がある場合に、下位の階級にある警察官の定員に流用することができるようにしようとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第61号は、契約の締結について、

議第62号は、契約の変更について、

議第63号は、財産の譲渡について、

議第 6 4 号から 6 6 号までは、権利放棄について、

議第 6 7 号は、滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の請求訴訟の提起について、

議第 6 8 号および 6 9 号は、指定管理者の指定について、

議第 7 0 号は、天ヶ瀬ダムの再開発事業に係る基本計画の変更について意見を述べることについて、

議第 7 1 号は、包括外部監査契約の締結について、

議第 7 2 号は、関西広域連合規約の変更について、

議第 7 3 号は、「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」の策定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に、議第 7 4 号から 8 1 号までは、いずれも国において、「好循環実現のための経済対策」を実行するために編成された平成 2 5 年度補正予算への対応に関するものでございます。

まず、予算案件についてでございますが、

議第 7 4 号は、一般会計の補正予算でございます。昨年、台風 1 8 号により甚大な被害を受けた信楽高原鐵道の復旧事業に対する支援に係る経費のほか、道路・河川などの公共事業関連経費や新たに設置する「農地中間管理事業推進基金」をはじめとする 7 つの基金の積

立金などを追加して計上しようとするものでございまして、総額で6億2,539万1千円を増額補正しようとするものでございます。

議第75号は、流域下水道事業特別会計の補正予算でございまして、管渠工事などに係る経費といたしまして、3億円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、議第76号から81号までは、いずれも基金に関する条例案件でございます。

議第76号は、農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、新たに「農地中間管理事業推進基金」を設置しようとするものでございますし、

議第77号から81号までは、「滋賀県消費者行政活性化基金」をはじめ5つの基金について、それぞれ基金の設置期限を1年間延長しようとするほか、

78号については、「滋賀県子育て支援対策臨時特例基金」の設置目的に「不妊治療を望む者への支援」を、

79号については、「滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金」の設置目的に「若者、女性等の雇用の機会の創出および在職者の処遇の改善を図ること」をそれぞれ追加しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。